

地域貢献地元企業の認定申請について

令和8年4月15日
新潟県十日町地域振興局地域整備部長

十日町地域振興局地域整備部では、地域保全型工事の発注を計画しています。
当該工事を発注するに当たり、建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ地域貢献地元企業として認定した者の中から指名することになりますので、認定を希望する方は、下記により申請してください。

記

1 申請期間及び認定期間

	申請期間	認定期間
定期申請	令和8年4月15日～令和8年5月14日	令和8年6月1日～令和10年5月31日
随時申請	令和8年5月15日～令和8年7月14日	令和8年8月1日～令和10年5月31日
〃	令和8年7月15日～令和8年10月14日	令和8年11月1日～令和10年5月31日
〃	令和8年10月15日～令和9年1月14日	令和9年2月1日～令和10年5月31日
〃	令和9年1月15日～令和9年5月14日	令和9年6月1日～令和10年5月31日

2 認定要件

次の1～3の要件をすべて満たすこと。

- 1 土木一式工事に關し、入札参加資格を得ていること。
- 2 十日町地域振興局地域整備部管内（以下「管内」という。）に主たる営業所があること。
又は、県内に主たる営業所があり、かつ十日町地域整備部管内に10年以上主たる営業所以外の営業所があること。
※新規申請者は、10年以上営業していることを確認できる書類を提出してください。
- 3 次の（1）～（3）のいずれかの要件を満たすこと。
 - （1）過去5年度（申請日の属する年度の前年度から遡って5年間。以下同じ。）内に、十日町地域振興局地域整備部管内において、次の①から④に掲げるいずれかの実績を有すること。
ただし、県管理施設とは、道路、河川等直接県民の共同使用に供される土木系の県管理施設に限る。
 - ① 県管理施設の除雪
 - ② 平常時の県管理施設の点検・パトロール
 - ③ 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
 - ④ 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事
 - （2）上記（1）に掲げる実績が無い場合は、過去5年度内に、十日町地域振興局地域整備部管内において、次のいずれかの実績を有すること。
 - A 市町村管理施設の除雪
 - B 防災協定等による災害時の県への応援活動
 - C 消防団協力事業所として市町村から認定を受けているもの
 - D 地域の振興・活性化の推進運動（大地の芸術祭等地域行事への参加・協賛）及び地域貢献に関わる新分野への進出（農業、環境分野など）

E 地域の安全・安心を支える活動（子ども SOS かけこみ 110 番、地域防犯パトロール、高齢者世帯の雪下ろし、地域清掃ボランティア）及び地域貢献に関わる SDGs 達成に向けた取組（新潟県 SDGs 推進建設企業登録制度の認定を受けたものに限る）など

(3) 上記(1)、(2)に掲げる実績が無い場合は、過去5年度内に、地域保全型工事实施要領第3第3項(3)に規定する次のいずれかの実績を有すること。

ア 土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）

イ 森林整備活動等

ウ 上記ア、イを除く地域保全型工事实施要領第3第3項(3)に掲げる実績

Ⅲ 申請方法

新潟県電子申請システムから申請書等の電子データを添付のうえ、申請してください。

【十日町】地域貢献地元企業（土木一式）の認定申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30593

※電子申請システムへの利用者登録の有無は問いません。

※原則、持参又は郵送による申請は受け付けできかねますので、ご注意ください。

Ⅳ その他

地域貢献地元企業として認定されても、入札において指名することを保証するものではありません。